

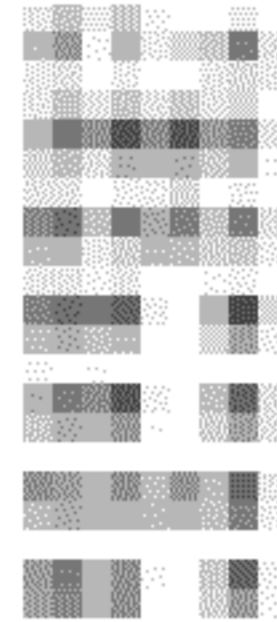
異議申立書

平成 21 年 8 月 日

福山市監査委員御中

(代表監査委員 秋田 和司殿)

請求人 林 俊明



私らのなした住民監査請求(福監査第 64 号の 6 以下本監査請求という)にかかる個別外部監査請求について御庁は平成 21 年 8 月 5 日に上記外部監査をなさない旨の決定をなされましたが次のとおり不当であり異議申し立てします。

- 1 御庁の前記決定は単に福山市の内部監査制度の在り方を述べたものであり、地方自治法及び福山市が外部監査制度を採用した理由を全く無視している。御庁の考え方によれば地方自治法が外部監査制度を規定したこと自体が誤りとなる。
- 2 本件監査請求にかかる法律上の問題点については法律の専門家による判断が必要であり御庁にその判断能力が無いことは本件監査請求の受理に至るまでの御庁の対応及び受理保留根拠の不存在についての誤った判断自体からも明らかである。
- 3 本件監査請求にかかる地下送迎場についてはその設置目的と機能等から 1 私企業たる JR 西日本のためになされるものは明らかであり、その設置経緯からはいわゆる地元財界人の個人的要望を入れたものであることは明らかであり、その設置費用が当初計画の地上送迎場の数倍ないし数十倍となることは明らかであり、これらは地方自治法第 2 条 1 4 項で定められている最小経費で最大効果の公共の福祉増進をなさねばならない要請に明らかに反しておりこの違法行為の問題意義さえ有しない御庁らが適正な監査をなされるとは到底考えられない。
- 4 本件地下送迎場と地上(平面)送迎場の利便性、利用可能台数、環境へ与える評価、災害時の困難等は単なる自治体の経理(入出金)の妥当性等の判断を超える専門的判断を要するものであり、さらに JR 福山駅前の福山市所有地の最少の費用で最大多数の市民のために最大の福祉となる交通ターミナル機能を有する都市空間の創設は自治体経理の専門家ではなし得ないことである。

- 5 JR西日本が不当利得しているタクシー乗り入れ承認料についても必要に応じ社会の諸制度を利用した証拠収集をなすこととなるが、御庁にはこれらに精通した人が存在するとは認められない。
- 6 JR福山駅南側JR所有地地下と同駅北側福山市所有地の各使用権交換にかかる不等価交換は素人でも明らかであるが、念のため資格を有する土地利用評価の見解が有益である。